

令和4年11月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和4年 11月30日 開会

令和4年 11月30日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第24号

令和4年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年11月30日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 令和4年11月30日（水）午後3時
- 2 場 所 宮古市議会議事堂議場
- 3 付議事件
 - (1) 議案第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
 - (2) 議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 1 1 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 (水曜日)

午後 3 時開議

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 4 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（13名）

1番	三田地	久志君	2番	田中	尚君
3番	畠山	和英君	4番	阿部	吉衛君
5番	伊藤	清君	6番	高橋	秀正君
7番	千葉	泰彦君	8番	畠山	拓雄君
9番	長門	孝則君	10番	豊間根	信君
11番	黒沢	一成君	12番	中村	勝明君
13番	木村	誠君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳君
副管理者	宮古市副市長	桐田	教男君
事務局	局長	松下	寛君
総務課	課長	松橋	かおる君
施設課	課長	田中	晋君
施設課	主幹	坂本	好治君
消防	長	小林	達広君
消防次長兼総務課	課長	中村	光宏君
消防次長兼消防課	課長	畠山	毅君
指令課	課長	三浦	正成君
消防課	主幹	里館	郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太郎

◎開 会

- 議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和4年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（木村 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、3番、畠山和英君、4番、阿部吉衛君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（木村 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎議案第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

- 議長（木村 誠君） 日程第3、議案第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

- 事務局長（松下 寛君） 議案集1-1ページをお開き願います。

議案第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,460万4,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費を追加するものでございます。

令和4年11月30日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたします。

今回の補正につきましては、それぞれ各費目に計上しております給料、職員手当などの職員給与費の補正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正内容に準じた給与改定のほか、職員の採用、退職、異動、実績見込みによるものでございます。

内容につきまして給与費明細書に記載しておりますので、1-10、1-11ページをお

開き願います。

1の一般職、(1)総括の比較欄をご覧ください。

給料281万5,000円の増額、職員手当480万4,000円の増額、共済費427万円の減額、合計334万9,000円の増額でございます。

歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、1-6、1-7ページをお開き願います。

なお、職員給与に係る補正の説明は割愛させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員給与費に係る補正のほか、18節負担金補助及び交付金について、派遣職員の職員人件費負担金を実績により補正するものでございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費から6目リサイクル施設費まで及び4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、職員給与に係る補正でございます。

次に、歳入補正予算事項別明細書でご説明いたしますので、1-4、1-5ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金392万6,000円の増額でございます。それぞれ内訳は、1節総務93万8,000円の増額、2節衛生24万9,000円の減額、3節消防323万7,000円の増額でございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、1-3ページをご覧ください。

3款衛生費、2項清掃費、ごみ焼却施設事業及びリサイクル施設事業において、今年度完了予定でありました電気設備気中開閉器等更新工事が、電子部品等の調達困難により年度内の完了が見込めないこととなったことから、予算を繰り越すものでございます。

以上が令和4年度補正予算(第3号)の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(木村 誠君) これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第1号

令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,926千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,234,604千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年11月30日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	分担金及び負担金	3,034,801	3,926	3,038,727	
	1 負担金	3,034,801	3,926	3,038,727	
補正されなかった款項にかかる額		195,877		195,877	
** 歳入合計 **		3,230,678	3,926	3,234,604	

2 歳出

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
2	総務費	80,475	938	81,413	
	1 総務管理費	80,132	938	81,070	
3	衛生費	1,124,998	△249	1,124,749	
	2 清掃費	1,124,988	△249	1,124,739	
4	消防費	1,986,123	3,237	1,989,360	
	1 消防費	1,986,123	3,237	1,989,360	
補正されなかった款項にかかる額		39,082		39,082	
** 歳出合計 **		3,230,678	3,926	3,234,604	

第2表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額
3 衛生費	2 清掃費	ごみ焼却施設事業	8,470 千円
3 衛生費	2 清掃費	リサイクル施設事業	995 千円
合 計			9,465 千円

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（木村 誠君） 日程第4、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、本年8月の人事院勧告及びそれを踏まえた国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正内容に準じ、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

表1の項につきましてご説明いたします。

一般職の職員の令和4年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の95から100分の105に改め、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の45から100分の50に改めるものでございます。この項につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

表2の項についてご説明いたします。

一般職の職員の令和5年度以降の勤勉手当の支給割合を100分の100に改め、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の47.5に改めるものでございます。これにつきましては、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、2-2ページから2-9ページまでの別表第1、行政職給料表及び別表第2の消防職給料表は改正後のものでございます。これにつきましては、令和4年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

次に、附則についてご説明いたしますので、2-10ページをお開き願います。

第1項及び第2項につきましては、本条例の改正の施行期日等について定めたものでございます。

第3項は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与については、改正後の給与条例の規定に基づいて支給された給与の内払いとみなすものでございます。

第4項は、この条例の施行に際しまして必要な事項は規則で定めるものでございます。以上が条例改正の主な改正内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和4年11月30日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、人事院勧告の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 説明が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(木村 誠君) ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(木村 誠君) 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(木村 誠君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 議長(木村 誠君) 日程第5、議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

- 事務局長(松下 寛君) 議案集3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、一般職の職員の給与改定内容に準じ、会計年度任用職員に支給する期末手当について年間の支給月数を改正しようとするものでございます。

表1の項は、令和4年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の120から100分の130に改めるものでございます。公布の日から施行しようとするものでございます。

表2の項は、令和5年度以降の期末手当の支給割合を100分の125に改めるもので、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、附則でありますが、表1の項及び表2の項の改正部分の施行期日について定めたものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

令和4年11月30日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、一般職の職員の給与改定内容に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長(木村 誠君) 説明が終わりました。
これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(木村 誠君) 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員